

平成24年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成24年12月7日 午前10:00

○散 会 午後 1:55

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正	議会事務局次長 畠 山 靖 男
--------------	-----------------



平成24年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成24年12月7日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、19番佐々木嘉一議員、2番大谷貞廣議員、18番藤原幸雄議員、14番藤原典男議員の順に行います。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さんにおかれましては、寒い中、大変御苦労さまでございました。

それでは、19番佐々木でございますが、平成24年第4回の定例会にあたり、一般質問の機会をいただき御礼を申し上げたいと存じます。

さて、今年一年を振り返って様々なことがありました。去る4月3日の爆弾低気圧ということがありまして、本市の沿岸の高潮による船舶被害や海水の浸水被害をはじめ、稲作の育苗ハウスに甚大な被害をもたらしました。また、何ととっても7月下旬から8月にかけての気象台観測以来の記録的な猛暑があります。電力の需給逼迫の中で熱中症による健康被害の発生など、厳しい夏が思い出されます。

こうしたことの影響は、市長の行政報告の中にもう伺い知ることができます。

こうした中、国政は3年前の政権交代により、内政はコンクリートから人へ、官僚支配から政治主導、ムダの削減による財政再建等の政策を掲げ改革を進めてきました。しかし、税収減の中で財政を悪化させました。

また、一昨年3.11の東日本大震災の復興、原発問題等々内外ともに厳しさの中、年金財源の問題から端を発しました社会保障と税の一体改革の3党合意により、近いうち解散が行われ、年末を控えた今日、日本の進路を決める選択の選挙が先般告示となり、年末のあわただしさとともに世相も喧騒が増しております。

質問に入らせていただきます。

1つ目ですが、潟上市平成25年度の予算編成方針についてをお伺い致します。

このことにつきましては、市長からは行政報告の中で平成25年度予算編成について述べられ、市長選挙のために骨格予算を編成することと地方財政計画は総選挙の影響もあって年明けとなるとされ、一定の遅れが生ずる見通しを示しております。

現今の情勢からはやむを得ないことではありますが、例年の予算編成の流れからすれば、税制改革、政府予算、地財計画は12月に発表され、国会審議となるわけでもあります。

しかし、政府予算と地財計画が発表されますと、市としての予算編成作業は可能と思いますが、時期の見通しができないことであろうと思います。

こうした状況のもとで市としては、特に市民生活にとって重要な社会保障費等福祉、介護、医療にかかわる負担金、補助金、交付金等の取り扱い、一般会計と特別会計それぞれの関係については、国の事情もさることながら介護、福祉、医療の年度間の総需要を把握し、それに対する財源措置を考慮し、予算措置のあり方は検討されているものと存じます。

また、予算の編成、提出は市長の専権事項であることを踏まえまして、その上で2月定例会時点、いわゆる議会第1回定例会まではどこまで可能か、要するに当初予算のあり方をどのように想定しているものかをお伺い致しますものであります。

市長選挙の執行があり、骨格予算とするとのことではありますが、国の予算に依存し、補足しつつ予算編成作業をしなければならない現状での骨格予算については、どのような方針でしょうか。

国の予算内示、地財計画の遅れが第1回定例会の開会までに、もし間に合わない場合の予算編成はどのようにしますか。

予算成立と諸手続を経て知事への報告、新年度からの予算執行としたときに、議会の議了、可決等から逆算して、議会の開会のタイムリミットはいつでしょうか。

以上、国の事情により予算編成がこのような状況となったことは、19年ぶりという異例なことでもあります。市内部の予算編成方針の内容とあわせ、行政報告に述べられていることをもう少し具体的にお知らせいただきたいと思います。と存じます。

2つ目ですが、工場誘致対策についてお伺い致します。

アメリカに端を発したリーマンショック以降、円高傾向が続き、企業の海外シフトが顕著になり、国内は空洞化し、日本を代表する大企業が経営難に陥り、企業の再編が聞かれることがしばしばであります。

本県のTDKも工場の再編となり、雇用対策が急がれております。

こんな中でも先般、大学卒業者、高校卒業者の新卒者の求人率や採用内定率が多少なりとも上向いたという報道がありました。しかし、求人側と就職側とのミスマッチがあり、希望する職種が見つからないという現状が報道されておりました。また、県内高卒者の県外就職者が多く、内定率も高いということでもあります。

少子化、高齢化、そして人口減少、出生率の減少、転出による社会減、本市においても人口減少は平成14年をピークに続いております。安心・安全のまちづくり、住みよいまちづくりとは、いろいろな視点がありますが、安心して暮らせるということは雇用が確保されていることが何よりの条件であろうと思うわけでもあります。

潟上市では、平成7年から分譲開始した県の昭和工業団地28ヘクタールがあります。小規模な工場が立地操業しておりますが、広大な土地が残っております。高速道路からは直接のアクセスがあり、秋田港の後背地でもあり、県内優位の工業団地とされていいますが、企業立地が進まない現状であります。

企業誘致では、県内においても厳しいものがあり、県内の工業団地は相当残っておる状況であります。こうした中において大館市等の団地は完売し、さらに造成課題もあるという情報も聞いております。

そこで質問であります。合併後、昭和工業団地を含め、潟上市に新たに進出した企業数と従業者数はどれくらいでしょうか、お尋ねします。

市の企業誘致対策の具体的な取り組みの現状と今後の見通しについても、あわせてお願いを致します。

次に、潟上市自治基本条例の施行についてをお伺い致します。

潟上市自治基本条例の制定、検討、そして条例施行を前提とした市民フォーラムの開催や協働する市民社会の構築のため、「市民力」という言葉が広報に登場するなど、地方分権を推進するための新しい機運のあらわれとして受け止めているところであります。

潟上市における自治基本条例は、本市の自治体運営にかかわる最高規範として位置付けられ、その理念に基づく新市建設のあり方と創造されようとする潟上市の運営は、公正、公平、平等を基本とし、市民参加と市民協働が条例のキーワードと理解しております。

市民参加の基本は、行政サイドにおける情報の公開と説明責任が前提であり、実践のツールがなければなりません。そのツールを制度化し、実践に向けて行程を具体化する

ことであります。

協働の具体化につきましては、従来の公共という認識から、最近では「新しい公共」という言葉も聞かれるようになりました。本市での市民協働のポイントは、自治基本条例で示す第4章コミュニティ対策についての具体化ではないかと考えます。したがって、コミュニティの位置付けを今後どうするかであります。これまでのような既存自治会でよいのか、あるいは自治区という新たな枠組みの検討も必要ではないかと考えられます。

自治基本条例の制定については、全国的には制定団体は多くはありませんし、まちづくりの基本条例という形のものもあるようであります。また、特異なものとしては北海道ニセコ町のように、首長のマニフェストとして運用されている団体もあるようですが、我が潟上市の自治基本条例は、市民条例としてどのように具体化するかであります。

当該条例は、平成25年1月1日の施行であります。最高規範でありますので、実践にかかわることは個別条例によって具体化されると思います。制度上は自治法第138条の4第3項による審議会、審査会、調査会等々のほか公聴会という市民参加が制度化されております。市長は、私的諮問機関を多く設置して行政を進めているようではありますが、以下のことについて質問致します。

今後、条例の理念を具体化するため、どのように考えておりますか。

市民参加は市民にとっては参加の形態、参加の時期、機会の平等に関して保証されなければなりません。このことに対する基本認識として、どのようにお考えか。

市民参加の対象事項として、市政推進上どのような事項が考えられますか。

次に、パブリックコメントの実施手続の制定はいつでしょうか。また、これまでに実施されました市の重要政策に対するパブリックコメントは、実施制度がない中で実施したものでしょうか。このことについては、24年8月の同条例の逐条解説の附則の部分でこんなことが書いてありましたので、お尋ねするものであります。

以上、質問事項は大きく3項目と詳細について申し上げましたが、適切なお答弁をお願いして壇上からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目「潟上市平成25年度の予算編成方針について」と、2つ目「工場誘致対策について」は私が、3つ目については部長待遇企画政策課長がお答えを致します。



1点目の骨格予算の方針についてであります。行政報告でも申しましたとおり、後期基本計画の3年目となる「潟上市総合発展計画」に盛り込まれた諸施策を着実に推進するために必要な事業費は計上する予定であります。

予算編成の状況を申し上げますと、今月5日に予算要求を締め切り、計数整理や要求内容の整理などの予算査定が始まったばかりであります。今後は、財政査定を経て、私が最終判断をして予算案を確定させることとなります。新年度予算は、これから調整することとなりますので、具体的な内容についての答弁は控えさせていただきます。

2点目の国の予算内示や地方財政計画が遅れた場合の予算編成についてであります。これまでに示されている資料や過去の経緯を踏まえ、現行制度の範囲内で予算編成を行います。

3点目の議会開会のタイムリミットについてお答えします。

はじめに、質問の中にあります予算が可決した後の知事への報告についてであります。地方自治法の改正により平成23年8月以降は不要となっておりますので必要ありません。

予算については、地方自治法第211条の規定により、年度開始前二十日前までに予算を議会に提出することとなっております。また、同法第219条では、議会の議長は予算を定める議決があったときは、その日から3日以内にこれを当該地方団体の長に送付しなければならないとされております。3月定例会については、通例であれば告示から最終日まで二十日以上を要しております。法の定めるところにより、3月上旬に招集し、3月中に議決をいただければ予算執行については特に問題はないと考えております。

2点目の「工場誘致対策について」お答えを致します。

1つ目の「合併後昭和工業団地を含め潟上市に新たに進出した企業数と従業者数」についてであります。合併後、昭和工業団地には5社が進出し、237名の雇用が創出されており、既存企業を含め全体で11企業512名の従業者数となっております。

また、行政報告でも申し上げておりますが、飯塚地区のショッピングモール「(仮称)アミューズスクエア メルシティ潟上」では、全体で14店舗が営業を展開する計画となっており、雇用人数も約450名との報告を受けております。

一方、船越水道に隣接する天王地区側の県有地に2企業による太陽光発電設備の整備が計画されており、雇用の創出や施設設備にかかわる固定資産税収入が見込まれております。

2点目の「市の企業誘致対策の具体的な取り組みの現状と見通し」についてお答え致します。

本市においては、工場等を新設、または増設した者に対し、固定資産税の課税免除や雇用奨励金の交付を定めた「潟上市工場等設置条例」がありますが、平成18年6月定例会で、製造業のみの対象から情報サービス業や運送業、倉庫業及び電気器具修理業など、多岐にわたる業種を奨励措置の対象企業としております。これにより、昭和工業団地に進出した5企業が奨励措置の対象となり、それぞれ固定資産税の課税免除や雇用奨励金の交付を受けております。

また、「潟上市中小企業融資あっせんに関する条例」では、これまでの融資枠3億円から6億4,000万円に拡大しております。このほか、工場を新設、または増設した場合に、企業が無利子で借りられる地域総合整備資金（上限6億円）の貸し付けを行っております。

一方、企業誘致活動を積極的に行うべく、平成19年度から21年度まで市職員を県庁及び東京事務所へ派遣しており、今年度も合併後2人目となる職員を県産業集積課に派遣しております。

今後の誘致企業の見通しについては未定であります。既存企業の農業分野への進出があります。昨日、NHKで放映されたそうでありますが、起工式がありまして、私は議会のため出席できませんでしたが、いずれにせよそういう新たな事業展開も出てきていることから、側面からのサポートやフォローアップを図るとともに、粘り強く誘致活動を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） ご質問の3つ目の「潟上市自治基本条例の施行について」お答え申し上げます。

ご質問の1点目、条例の理念を具体化するための考えについてであります。

自治基本条例は、潟上市のまちづくりにおける「憲法」と位置付けられているものであります。自治に関する原則や市政運営の基本的事項を定めたもので、住民自治の確立に向けた考え方を示す基盤となります。したがって、理念的性格が強く、自治基本条例自体に具体的な制度はほとんど定められておりません。つまり「この条例を制定すれば終わり」といって何もしなければ、条例はまさに『絵に描いた餅』となりかねないもの

であります。

このようなことから、来月1日の自治基本条例の施行にあわせ、条例の理念に基づく関連制度を個別に定め運用していくことが非常に重要となります。しかし、一気に数々の制度を総花的に定めたところで、実際に機能しなければ意味をなさないことから、まずは既の実績があり、比較的スムーズに導入が可能な「審議会等の会議の公開原則」、「審議会等委員の公募」、「パブリックコメント手続」の3つの制度について「指針」、いわゆるガイドラインという形で統一ルールを定め、条例施行と同時に運用を開始し、その状況を検証しながら、その他制度の構築や条例化等を検討していくこととしております。

なお、通告書の中には、「協働」の具体化につきましては、コミュニティーの位置付け、具体的には既存自治会でよいか、自治区という新たな枠組みの検討も必要ではないかと書かれております。過去の議会全員協議会や6月議会定例会でもご説明しておりますことから既にご承知のことと思っておりますが、再度、潟上市自治基本条例に示しておりますコミュニティーについてご説明申し上げます。

「コミュニティー」は市民自治の基礎的な単位として、市民生活上、重要な役割を担うものと考えております。そのあり方、市のかかわりを明らかにするため、あえて条例の第4章に浮かび上がらせたものであります。

一般的に「コミュニティー」については明確な定義はありませんが、本条例では「コミュニティー」を「人」のつながりを出発点とし、多様な考え方や、それぞれの立場の「人」が共通の目的のもとに集まり、地域にかかわりながら活動する団体と広く捉えております。したがって、本条例の「コミュニティー」には、自治会をはじめとする婦人会、老人クラブ、子供会、NPO、ボランティア団体など多種多様な団体を含んでおります。特に近年は地縁だけにとらわれないテーマ型コミュニティー、いわゆるNPOなど新しい公共の活動も盛んになり、これらの団体も自治の推進には欠かせない存在となっております。

また、協働のまちづくりを推進していく上で「コミュニティー」が果たす役割の大きさ、重要性を認識し、その活動を支援することに努めることを宣言したものであり、個別のコミュニティー組織のあり方について、本条例を基に検討するという事ではないことをご理解いただきたいと思います。

ご質問の2点目、市民参加の形態、参加の時期、機会の平等の保証に関する基本的

認識についてであります。

適切な範囲での市民参画というのは大変望ましいことであります。その理由は「補完性の原則」、つまり、身近なことは自分で決めたいということからして、市民も満足するであろうことが一つ、もうひとつは、適切な形での市民参画があると、行政や議会にもよい意味で適度の緊張感が生まれる、この2点が相まって「自治」が進化していくものと考えております。

条例では「参加」ではなく「参画」という言葉を使用しております。これは、行事や会議へ単なる出席ではなく、市民の皆さんが主体的にまちづくりへ参加することを意味しております。したがって、その形態や時期については様々なものがありますし、各々のできる範囲も違ってまいります。

また一方で、これを強制できるものではないということも理解しております。

自治基本条例は、まちづくりには市民の皆さんの参画が必要であることを明確に示し、その権利があることを保障したものであるということをご理解願いたいと思います。

ご質問の3点目、市民参加の対象事項として、どのような事項が考えられるかについてであります。

先ほどお答えしましたとおり、市民参画には多種多様なものがあり、また、市民一人ひとり違って当然であり、一律に「これです」ということは申し上げられませんが、一例を挙げますと、市が設置している審議会の公募委員へ応募することもそうでありますし、パブリックコメント・意見公募で意見を提出することもそうであります。また、地域の清掃活動や通学路で子供を見守ること、また、市長選挙や市議会議員選挙を棄権しないこともそうであります。つまり、市民が「まちづくりの担い手」として、できることにできる範囲で参画し、市の機関とともに互いに協力してまちづくりを推進していくということであります。

ご質問の4点目「パブリックコメントの実施手続」の制定はいつか。また、これまでの実施事例は制度がない中で実施したものかについてであります。

「パブリックコメントの実施手続」に関する指針につきましては、市の最高規範に関連する制度となることから、自治基本条例やその他例規との整合を図る等の観点から慎重に検討を進めておりましたが、素案がほぼ完成し、間もなく制定の見込みであります。来年1月1日の条例施行とあわせ、同時に運用を開始する予定であります。

また、これまでも重要施策や計画等の策定時には「パブリックコメント手続」を事業

毎に実施しておりましたが、その手続に関する市の統一した基準がなく、施策を担当する部署毎の裁量に委ねられる部分が多く、その取り扱いに差異が生じる場合もあったことは事実であります。

自治基本条例の施行にあわせ、このような状況を改善し、市民参画の一つの手法として制度的に保障することで一層の市民参画の推進を図っていくものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 先ほどはご答弁ありがとうございました。

予算編成に関して、一つずつそうすればお伺い致します。

市長は先ほど、総合発展計画に沿ってというご発言がございました。総合発展計画につきましては、ご承知のとおり構想10年、基本計画5年、実施計画3年という、一つの実施計画は当該予算とあわせて3年間のローリング方式でというようなことが一つの事務手続上の定番ではないかなと思っております。

そういうことで進めておりますけれども、最近では自治法の改正もございまして、総合発展計画の必要性について議論されまして、その団体によっては選択によってできるということで、随分、いわゆる計画行政の推進という一つが大きなメインであったわけですが、その点は今後その取扱いは市長の選挙マニフェストという形にも変わってくるのかなということで、私はそのように理解しておりますけれども、市長は今、総合発展計画に基づいてやるということでありました。

そこで質問でございますけれども、総合発展計画は構想10年、基本計画も96条2項によって議決すべき事件に加わっております。全て議会で議決する事件となっております。ローリングする実施計画につきましては、当該予算とあわせて3カ年のローリングですから、予算の対で必ず危惧されるということでもありますので、私の考え方としては骨格予算と言わなくとも議会が決めた基本計画、あるいは構想に基づいたその予算というのは、やはりそれをそのままやるとなれば骨格予算でなくてもいいのではないのかなと、私はそんな気持ちでおります。それは、取りも直さず市長の権限でありますので、それはどうこうありませんけれども、その辺の見解を一つお伺い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番さんの再質問の、骨格予算でなくても計画に基づいてやれるのではないかという19番さんの見解、できれば私もそうしたいのですけれども、実は私が

町長時代の2期目は骨格予算でなくて通常予算を組みました。ですけれども、これ、市になってからは規模も大きくなりましたので、やはり原点に返りながら骨格予算を通したいという考えですので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） いずれ市長の専権事項でありますので、それ以上のことは申しません。そのようにひとつ理解しておきます。

2点目ですけれども、骨格予算という言葉についてですが、公式上、制度上の用語ではないということ、それで、言ってみれば選挙をするときに、今、市長が言ったように、やはり道義的に次の段階に選挙があればどうなるかわからないので、やはり骨格予算について提案して、あとの政策予算は次期の選挙後のいわゆる市長に譲るといような、言ってみれば道義上のこともあろうかなと思っております。

そこで質問であります、その場合、年間の義務的経費、あるいは継続事業というのが当然、それは入って来るのかなということでもありますので、そうすれば、これからの作業だと言っておりましたので、数字的な把握はまだしておらないと思いますが、通常の骨格予算の規模というのは、どれくらいになる予想ですか、お伺いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 2点目についてお答えします。

継続事業については、当然継続していくという、当初に入るとは思いますけれども、この骨格予算の規模、あるいはそういうような定義というものが定かでない状況の中で、この後の18番さんの質問と関連、連動するわけですが、私は新規予算というのは、あくまでも調査費から全部一連のものが初めて始まるというのが新事業、新規事業と捉えておりますので、もちろん継続事業については財政内訳がはっきりしたものについては当初予算に計上していくという基本的な考えで、規模はどのくらいかということ、ここではまだ計数整理もまだ終わっていない段階でお答えすることはまだできません。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 国の方の予算もまだ定かでないし、どういう予算になるかわかりませんが、潟上市として平成25年度に、今いろいろなその単独の補助事業、ひも付き予算だとか何かと言われまして制度が変わりましたが、例えば社会資本整備総合交付金事業などで、あらかじめ市が来年度の事業として要求されておる事業として大きなものは何かありましたらひとつお願い致します。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 19番佐々木議員の質問にお答え申し上げます。

25年度に引き続いて行う事業についてということでございます。クリーンセンターの基幹改良整備事業、あるいは社会資本整備総合交付金によります市道の整備事業ということで4路線を計画しております。中身については、大清水下谷地線、あるいは二田追分線、大久保小学校線、それから橋梁の長寿命化というような事業がここにあります。

それとあと負担金事業といいますか県営の土地改良事業がありますけれども、天塩、あるいは豊川、野村、飯塚については、この後も継続していくということで考えております。

それから、漁港ストックマネジメント事業として、これも25年度にも継続する事業でありますので、それらが先ほど申し上げたような形で継続していきますし、また、骨格予算であります当初から含まれるものと考えております。

それと、天王中学校をはじめ耐震補強事業については、これまで順次やってきておりますので、そういう教育施設の整備事業が、それこそ24年度を越えても継続して予算に措置していくものとして考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

それから、あとは今回の補正予算の方にも上がっておりますけれども、旧豊川小学校の跡地利用ということで多目的交流施設、あるいは今回の市役所庁舎の建設に当たりましては、それこそ伐根、伐採も予算化しておりますので、それに引き継ぐような事業についても、この後も25年度は継続していくという考え方で基本的にはおりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 予算編成方針につきましては、ただいまの当局の答弁を聞いて終わります。

次に、工場誘致対策ですが、いろいろとその実績、あるいは現状についてお知らせいただきましてありがとうございました。昨日もテレビを見まして、いわゆる農業分野への企業参入ということで、そういうこともあるのかなと、実に素晴らしいことだなと感じております。

特に工場誘致対策につきましては、私ども、ふだんいろいろあると思ひますが、予算上で、あるいは言ってみれば市の一つの誘致対策として掲げておりますのは、協議会の秋田県の工場誘致対策協議会の負担金、あるいは職員派遣、そんなことでいろいろその

誘致の機会をうかがうということだろうと思います。そして、県の誘致対策協議会では、東京、大阪、名古屋でリッチセミナーということをやしまして、そこで全体のそのプレゼンをした中で何かその工場誘致の機会をつかむということであろうと思います。そこには、言ってみれば職員派遣をしたり、あるいは情報というものがかなりあるのかなど。その情報の選択の中で可能なところへ誘致の具体的な対策をするということが筋道だろうが、誘致対策というのはなかなか広範多岐で、しかもやはりいろいろな形が出てくるということで定まったものはないのではないのかなということ、非常に、しかも経済がこういう厳しい中で、しかも海外シフトするその中では大変でありますけれども、いずれ私どもよく情報ということで市長の一週間の月曜日の動向を見ているわけですが、市長の企業訪問、企業へ交渉に行くというような、そういう日程がなかなか見えないなということで、そういう機会がなかなかないのかもわかりませんが、いずれトップセールスというものもひとつあるのじゃないのかなど。これはやはり、あくまでも一つの機会があつての話ですが、そういうことでひとつトップが出るような、出ていって決めるようなそういうようなことがないのかなということでもあります。ですから、いろんな対策ありますけれども、そのことについても市長からも特段のこの働きをお願いしたいなど、これは答弁ありません。

次に移ります。

次に、自治基本条例の施行についてということですが、いろいろ今、答弁ありました。私聞いていますと、これ全く言ってみれば理念をまた理念化しているというようなことで、具体性がないなということで、その中では特に関連制度をきちんと位置付けるということと、ガイドラインを作るということは、条例を具体化するために一歩進んだことだろうかなと思っております。

関連制度につきましては、今いろいろ申しあげましたように、自治法上、あるいは個別法でも市民参加、あるいは参画といういわゆる制度ができております。それらを踏まえての条例ではないかなと思っております。今質問しているわけでありまして、市民参画の言ってみればどういう基本原則をどうするか、どういうときにどういう形で市民参画を進めるか、あるいは補償するか、どういうテーマのときにどういう形でやるかということが、もっとやはり具体的なものがなければ、いつもその考え方の羅列で、具体的にその言ってみれば建物の周りをぐるぐる回っていて、中に入っていないというようなことではないのかなど。やはりどこかから切り口をつけて、やはり条例制定を



して具体化するということが必要だと思えます。このことについてはこれからの問題ですから、それ以上申し上げませんが、例えばコミュニティーについて先ほど申し上げましたが、その考え方もわかります。ただ、今、非常に人口減少時代ということで各集落とも本当に自治会の自治機能というものが本当に損なわれ、あるいは非常に心配な部分がありますので、私は自治区ということで申し上げたわけですが、いずれそうしたことでコミュニティーというものを、地域コミュニティーであれば、くくりをもうちょっと考えるということも出てくるのではないのかなということ、これ、私の拙い発想でございますけれども、そんなことで考えました。

いずれ具体的な形がこれは出ませんと議論になりませんが、自治基本条例を定めた以上は、一つの工程をきちんと作るということでもありますので、先ほど来、ただその制度の、関連制度の具体化、ガイドラインというような話があったけれども、それはもうちょっと一歩進んだ形で、それを工程にあらわすとすればどういうふうになるのか、その辺ひとつ伺います。

それからあわせて、いわゆる市民コミュニティーについても、私申し上げましたように人口減少で非常にその集落自体も運営にも事を欠かすというようなことも出てきておりますので、それらについても考え方もあわせてお願い致します。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え致します。

今回制度化といいますか指針を示そうと検討しております内容3項目あるわけですが、この3項目は「審議会等の会議の原則公開」、「審議会委員の原則公募」、「パブリックコメント手続」の、この3つの制度なわけですが、何でもかんでも総花的にやっても、それが実行段階に移らないと意味がないというところで、とりあえず今回の制度化に向けては実行に結びつくような内容を指針という形で制度化し、その波及を進めていくものと考えております。

今後の自治基本条例理念の具体的な計画について、理想的には本条例の理念に基づき、この度の制度化する事項も含めて、市民参画と協働の項目を一まとめにした条例化まで進めることは、当然理想的な形と考えます。他市でも、奥州市の方でも市民参画条例等、条例化している内容もあります。ですから、他市の条例も参考にしながら、いろいろな最終的には条例化まで進めてまいりたいとは考えておりますが、最初に答弁したように、一気に数々の制度化を総花的に定めたところで、実際に機能しない条例、あるいは実施

計画等は意味をなさないということで、今回は制度化する指針なども含め、今後ルール化されたものについて運用状態を検証しながら、その他の制度構築や条例化を検討していきたいとするものであります。

それから、コミュニティーについて人口減少もあるので、その対策もこれに盛り込まなければいけないというお話であります。あくまでも自治基本条例は協働と参画がその根底にはあります。ですから、それが自治会のみが活発化することによってでなくて、自治会も含めますが、婦人会やNPO等、様々な団体が活発化することにより自治基本条例がいくらかでも効果あるものにしていきたい、そういう流れで考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、部長待遇が答えましたが、たぶん19番さんは今の質問等考えると、これはもちろん理念ですけれども、もっと具体性がないと、しかして行動方針とか活動方針などももっと詳細に決める、やるべきでないかと。言ってみれば隔靴搔痒、革靴の上から足を搔くような気持ちでおると思いますので、それらを踏まえて今後こういう行動方針、活動方針というのを煮詰めていかなければならないとも考えています。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 言ってみれば市民感覚、市民参画、あるいは市民協働でもどちらでもいいわけですが、いずれどっちをどうということではなくて、やはり一つの、第一段階ではこれから入ろうというようなこと、それいろいろあると思います。ガイドラインからでも結構ですし、それはいいんですけども、問題は、今言ったようなことは制度上にあることなんですね、みんな。それを特別その条例に規定してあるものだから、それを、その制度上をさらに市がこの自治基本条例を進めていく上で、いわゆる潟上市としてどうなのかということが一番大事な問題だと思います。関連制度、あるいはその関連制度に基づいた、関連制度といいますと、例えば市議会、協議会、その他のいわゆる開かれないいわゆる行政というテーマがあっただいまのそのあれが出てきていると思うのですが、要するにそういう基本原則をきちんとやはり定めるということではないのかなと。基本原則を条例化でもしてですね。それからやはり、その中でいろいろな基本条例を見ますと、様々な市民の責務、市の責務、議会の責務、いろいろあります。その場合、市としての責務は何なのかと、こういうことなんだと、具体的に。その中で

は、例えば私が申し上げましたように情報の提供、あるいは説明責任という義務はちゃんとあるんだよと、そういうようなことが前提になれば、いわゆるこの条例は進まないと私はそのように思います。問題は、市民の参加の手續というものを具体化するというのが一つの市の責務ではないのかなと。いわゆる市民参画の対象というのは、いずれいろんな各種重要政策やっていますが、その場合、どういうふうな市の政策に対して参画させるかと。何でもかんでも毎日日常生活からみな参画ということではなくて、やはり市のやはり重要な政策に対して、いつの時点でどういう形で参画させるかと、その場合、何について参画させるかということもやはりはっきりしておかないと私は意味がないと思います。

それから、条例の実効性をどういうふうに確保するかということも、これはやはりいろいろな面で検証したり何かしていかなければなりません、その場合、やはり当然、条例の見直しも4年毎に見直しするということがありますけれども、いずれこのまま黙っていますと、黙っていれば4年毎にまた実行しないで見直ししなければいけないということも、そういうことも考えられるので、やはりもう少し、私この前、先回の一般質問では、いわゆるガバナンスが変わるよということを申し上げましたけれども、そういうことで具体的にやはり市民がわかるような形で、ガイドラインだとか関連制度を改正するのじゃなくて、具体的にやはり進めるその手續が必要だということを申し上げておりますので、その点ひとつお願いします。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え致します。

市民の参画という言葉ですけれども、参画というのは市の方でどういう場面に出席できます、どういう場面を設けましたということではなくて、先ほど回答したように各々のできる範囲内で、できるものに協力、参加するという、それが参画というものです。要するに、行事や会議などにただ参加するのではなくて、自分から積極的にかかわりを持つ、それを参画という意味で使っております。ですから、こういう場面がありますからそれに参加してくださいというものもあると思いますが、それぞれ自治会においてもそういうのもありますし、行政においてもありますし、市民がそれぞれ参画できる範囲内、立場やその状況において参加できる内容はまた様々と思いますが、そのそれぞれの内容において参加できる範囲内を積極的にかかわりを持つということを参画と言っております。

それから、4年毎に見直しをするという内容についてであります。あくまでもマニフェストとかガバナンスとかいろいろお話ありましたが、それぞれの制度的、その時代時代、社会情勢に合った内容が、ミスマッチといいますか変更等があった場合に、その部分を改正するものであります。

ちなみに、ご質問の中でニセコ町のお話が出ましたので、ちょっと調べてみましたところ、2回ほど見直しをしております。4年毎に見直しをしております。最初、13年でしたか、条例の制定したのは。その後、4年後の17年12月に1回目の見直しをしておりますが、その見直しについては町長の事業方針ではなくて、1回目のその条例のときには議会部分が入っていませんでした。市民と行政の2つの部分しか入っていませんでしたので、1回目の17年12月に1次見直ししたときには、議会の部分を加えた自治基本条例にしたという、そういう改定でありました。それから、平成22年3月については、事業内容でなくて計画策定過程の明確化を図った見直しでありました。ですから、今回、自治基本条例4年に一回というのは、首長の、潟上市で言えば市長ですが、市長が任期以内には必ず1回はその社会情勢に合った見直しが必要なことは直してくださいよという意味での見直し期間の4年以内という設定したものです。ですから、行政のそのマニフェストを反映する等の内容であれば、これとは別に実施計画等に反映すべき内容かとも考えられます。

以上であります。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今いろいろ議論展開されておりますが、例えば今、参画ということで聞いていますと、要するに19番さんは、この条例については行政は受動態でなくて能動態であるべきだと、こういう趣旨だと思いますので、その趣旨を斟酌しながら今後とも進めていかなければいけないと思っています。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 先ほど来、似たり寄ったりの議論して何だなのかなということだけれども、言ってみれば市民参画の基本原則がなければならぬと思うんです。今、言ってることは、何でもかんでも会議があったときに、あるいは講演会するとき、あるいは事業のときに参画をします。そういうような参画まで参画というのか、市政運営のために参画というのはどの範囲なのかと、その辺の非常に難しい問題ですけれども、それをやはりきちんと範囲を決めるというのでなければ、その議論はもう、ものすごく拡大

して收拾つかないということになりますので、例えば市の責務ということがありますけれども、積極的な情報の提供義務があるんだ、市は。情報の提供義務をどういうふうに果たすのかというようなことを具体的にやるのか、機会の平等というなのがあると思うんです、基本原則というんですか。その場合、どういう機会平等の原則を打ち立てていくのか、市民参加の手續があると思います、手續。手續をどういうふうにやるのかというようなことなど等々、例えば私考えてみましたけれども、市民参加の対象事項としては何あるのかと。言ってみれば、いろいろなその市の行事に参加する、それも参加だけでも、やはり行政運営のためにはやはり市民参加、参画というのはどういうことかという、やはり基本構想なり基本計画なり行政計画、あるいは市政運営に大きくかかわる条例の制定だとか、公共施設の設置だとか廃止だとか、あるいは市民が税以外に求める負担だとか、そういうようなことのための市民参加の一つの範囲というものが特定されなければ、限りなくその参画というのは考えられて收拾つかなくなると、私はそんなことで考えて、やはり一つの参画の意義と範囲というものを基本原則にのっとってやはりやるべき事項でないのかなと、私はそういうふうに思います。

いずれこの条例は1月1日から施行でありますので、施行の段階では具体化されると思いますが、今日のところはそのことでひとつ意見交換して、私のこの件については質問終わりますが、パブリックコメントの手續についてひとつお伺い致します。

何かあれ見ますと、今までのそのパブリックコメントの手續がない中でパブリックコメントを実施してきたのかなということで、要するに、この前こんな話がありました。あるところで、私いずれ意見出したけれども、全然反応がないと。いいも悪いも全然反応がない。それ、パブリックコメントって何なのかという市民の素朴な質問がありましたので、このパブリックコメントの手續の現状と、もう一回ひとつ今後どうするのか、これひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 19番佐々木議員にお答え致します。

最初の答弁で話した繰り返しになってしまいますが、宜しく願います。

パブリックコメントについては、これまでも重要施策や計画時の策定時には、この手續を実施しておりました。事業毎に実施しておりましたが、その手續に関する市の統一した基準がなく、施策を担当する部署毎の裁量に委ねられる部分が大きく、その取り扱いに差異が生じておりました。これは事実です。実施制度がない中で実施したのかとい

うお話ですが、これまで統一した基準はなかったので個別の実施要領等を定めて実施していたものです。

どういう差異があったかという、例えば期間一つとっても2週間であったり1カ月間であったり募集期間が違っていたこともありました。それから、パブリックコメントを受け付ける部署ですけれども、担当課のみ1カ所というものもありますし、3庁舎及び出張所等々、複数箇所を受付する、そういう差異の内容はあったというものであります。それを今回、この実施手続に関する指針を設けまして、統一的な内容にもっていきたいと、そうするものであります。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） いずれ各部署によって違うと。同じ自治体でそんなことがあるのかなということで今求めておりましたけれども、いずれきちんとしたパブリックコメントの制定手続をして、それをまたひとつ市民に公開して、そうした方向で、より市民の意見をやはり総合的に多角的に吸い上げられるようなシステムを作っていただきたいと、こういうことを要望を申し上げまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時10分から再開します。

午前11時00分 休憩

.....  
午前11時10分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

2番大谷貞廣議員の発言を許します。2番大谷貞廣議員。

○2番（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、寒いところご苦労さまです。

通告に従いまして、2項目4点を質問させていただきます。

それでは第1点、公共交通体系について。

本市は、旧町時代から公共交通バスが高齢者をはじめ交通弱者の移動手段として運行を継続、決断には賛意をするものであります。

平成3年度の乗降人員は、昭和地区7万5,900人、天王地区2万4,364人、平成20年度、

昭和地区5,981人、天王地区9,356人、平成22年度、昭和地区5,448人、天王地区8,086人、平成23年度、昭和地区5,920人、天王地区8,987人、平成20年度から両地区ともに乗降人員は横ばいがありますが、高齢化率は平成23年24.6%、平成24年7月27.1%と、高齢化率は進んでおります。

運行補助金は、潟上市、秋田県、国が同率配分でスタートするも、平成7年度で国が廃止、平成8年度から潟上市54%、秋田県46%、平成20年度、潟上市68%、秋田県32%、平成23年度、潟上市94%、秋田県6%、乗降人員が横ばいとなるも持ち出しが増加しております。

集中改革プラン、健全な自治体経営の推進で、創意工夫で最大の行政効果が発揮できる財政運営に努めるとしております。平成22年度版財務諸表で今後の地方交付税などの移転収入が見込めないのであれば、従来の慣行的な財政運営の脱却を図る必要性を考えられるとしております。

以上の観点から、公共交通体系の所信をお伺いします。

(1) マイタウンバスの運行方向など、どのように考えておりますか。

(2) 高齢者等の対応は。

2つ目、産業の振興と地域活性について。

米国の大統領が再選されました。国会は衆院解散、年内選挙、国論も二分されている環太平洋連携協定交渉も参加への方向に流れております。これはアジア・太平洋地区の経済連携を目的とする自由貿易協定で、原則として全ての物品の関税ゼロ、投資、人の移動も自由としております。世界経済の原則に輸出低迷による日本経済が景気後退局面が鮮明になったと公表されました。

自由貿易協定の結果のいかんによっては、本市の基幹産業はもとより、人、物の流れへの影響が計り知れないものと推察されます。

以上の観点から、平成20年10月23 —— これを「2」を入れてください。「3日」と書いてあるのを「23」でございますので —— 県立大学、平成24年2月17日、秋田大学と、地域再生計画のため、大学の持つ知識、研究成果等を地域社会へ還元する連携協力協定を締結しました。その活用をお伺い致します。

(1) 農林水産物の加工品や新規特産物の開発（ブランド化）の促進は。

(2) 地産地消など付加価値の創造の取り組みは。

以上であります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 2番大谷貞廣議員の一般質問の1つ目「公共交通体系について」お答え致します。2点目については、産業建設部長がお答えを致します。

「マイタウンバスの運行方向について」であります。本市のマイタウンバス事業は、高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保を目的に、民間バス事業者が廃止された路線の代替措置として運行しております。今までに運行形態を見直し、新たに路線を新設したり、利用状況が低下しているダイヤを廃止するなど、運行経費の節減を図っており、現在は5路線10系統を運行しております。

利用者数の落ち込みなどについては、マイカー利用者の増加等によるもので、議員からのご指摘のとおりであります。

市の財政負担についても、利用者が減少することにより運賃収入が減ったことや県補助金の補助基準の改正などの要因により、年々増加している状況にあります。

マイタウンバス事業には、民間バス事業者が赤字などの理由により運行できなくなった路線を代替措置として市が主体となって運行するもので、費用対効果の面では厳しい状況ではありますが、交通弱者の移動手段の確保は高齢化社会に向け、不可欠なものとして捉えております。

2点目の「高齢者等の対応」についてであります。ご指摘のとおり高齢化率が上昇する中、他市では買物支援事業を民間、NPO法人でサービスを開始しておりますが、本市ではマイタウンバスなどの公共交通が困難な地域の高齢者などの交通手段の確保として全国的に導入が進んでいるデマンド型の乗合タクシーなどの新たな生活交通システムを検討しております。平成23年度には「生活交通アンケート調査」を実施し、平成24年にはマイタウンバスの乗り入れ困難な真形・草生土、株山地区について説明会を開催し、高い関心度の意向を確認しております。この新たな生活交通システムの導入に当たっては、民間交通事業者などとの調整や、マイタウンバスの路線の見直しを含めながら、生活交通システムの確立に向け鋭意取り組んでおるところであります。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、2つ目の1点目「農林水産物の加工品や新規特産物の開発（ブランド化）の促進は」と、2点目の「地産地消など付加価値の創造の取り組みは」について、関連がございますので、あわせてお答えを致します。

市では、平成20年7月、国から認定を受けた「地域再生計画」の実現を図るべく、秋



田県立大学と連携協力協定を締結し、推進体制の整備に努めております。

地域再生計画は、「食」と「交流」をテーマに、天王グリーンランドを核とした直販機能の強化をはじめ、地産地消と食育の推進、地域農林水産物を活用した産業の強化及び人材育成等を柱に「農林水産業の振興による潟上市の再生」を目指すものでございます。

本事業の実現に当たっては、市では「潟上市活性化推進協議会」を設置しておりますが、県立大学からは一次産業を取り巻く環境整備はもちろんのこと、地場産品を活用した特産品・加工品等によるブランドの開発など、6次産業化を見据えた事業展開について、アドバイスをいただいております。また、市民を対象とした「特産品開発チーム」を立ち上げ、仕入れから販売までのノウハウなどについても県立大学からご指導・ご協力をいただいております。その結果、潟上市産大豆を利用した豆腐や枝豆を使用したプリン、お菓子の味噌マカロンなどは商品化され、現在、「食菜館くらら」の人気商品となっており、売り上げも上位に位置しております。

今後も市・大学がそれぞれ保有している資源や研究成果を有機的に活用し、更なる地場産品の6次産業化や地産地消の推進を図りながら、地域社会の発展や産業振興に寄与したいと考えておりますので、ご理解・ご協力を宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 2番、再質問ありますか。2番。

○2番（大谷貞廣） ただいま市長、部長、非常に細やかに、しかも丁寧にご答弁いただいております。大変ありがとうございました。

1点目の公共交通体系について、これは私、これで2回目か3回目なんですけど、あえてご質問したということは、やはり先ほども市長が触れておりました。その勇気と決断には私は賛意を表します。だけれども、やはりこれから先立つものについては、やはり袖は振れないわけでございますので、我々この後期高齢者のために、市長、日夜頑張っていて、いろいろな施策でもってこのバスを動かすと、これに関しては、ものすごく頭下がるところでございます。これ全国、あるいは発展途上国でも、このバスというんですか、こういう小型のバスという、こういうものをやっていることを私承っております。

それで1点目のことなんですけれども、これは対企業との連携もありますし、いろいろな難しい問題もあります。1つ目なんですけれども、昨年でございますけれども、北秋田市でハッピーデリバリー、ハッピー、幸せですな、をデリバリー、引き渡す、これ何だかといえば、高齢者の生活手助けと。この中身は買い物代行、掃除や話し相手、そ

れから通院などの外出支援と、こういうようなことを始めました。これはNPOなんですけれども。このとっかかりっていうやつは、2011年の地域支え合い体制づくり事業補助金を利用して軽自動車を2台買ったと。こういうことで電話で注文を受けると。1回の買い物については500円だかだとか、それから、日常のその生活支援、話し相手だとか洗濯だとか、そういうようなものについては1時間750円だとかと、こういうような、それから買い物へ行ったときはガソリン代500円ぐらいもらうかと、こういうようなシステムでもってやっているようです。今年何とだったかと聞いたところ、会員が増えましたよと。これは一概に市勢というんですか、北秋田市の場合は山もあるんでしょうけれども、潟上市と比較の対象にはなりませんけれども、こういうようなシステムもやっておりますということをおまじょとご披露したのです。

それで、高齢者についてなんですけれども、要するに本年度、社会福祉協議会で7月30日から8月10日まで、買い物についての環境調査を自治会長を対象にしてアンケートを取ってきました。これによれば、要するに自家用車運転できる範囲のときはいいよと。だけれども、これからはなかなか難しいよと。

○議長（千田正英） 質問の趣旨をはっきりしていただけますか。明確に。

○2番（大谷貞廣） 1、2の総括してですな、今、高齢者のこと、1の方はいいです。

2の方の高齢者の対応ということで、そういう統計もありますよと。それで、高齢化も進んできて、商店も少なくなりましたよと、そういうことなんです。高齢者というやつは、これは東京都の特養ホームのよくする市民の会の一人暮らしの調査なんですけれども、7割の人が介護度が進んでも自宅にいたいよと、こういう統計が出ています。それから、買い物をしなくなれば、やはり社会とのかかわりが遠くなるわけです。そうなれば、買い物というやつは、これ人間の欲得というんですか、何かそういうことなんでしょうけれども、私も人と接するうちはいいけど、何か一人になればぼやっとなってしまうんだな。そういうことになれば、やはり年寄りの活力も少なくなってくるわけです。そうすれば、こういうことを、そういう外部と接触が少なくなってくれば介護度は上がるわけです。それで、そういうことを支えてやってやれば介護の抑制にもつながってくるのでないかと。この高齢者の対応というもの、そう考えておりますけれども、ここら辺はいかがですか。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 2番大谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

大谷議員さんの言われることにつきましては、例えば福祉部門との連携とかそういうことを用いまして、様々な付加価値をつけることによって有効な、あるいは有益な交通体系が組めるんじゃないかなということだと思います。あわせて、高齢者にとりましては、利用者のそれこそ目的、不便の解消につながるということでのご指摘だと思いますので、この後、その辺についても十分に考慮しながら計画の立案について検討してまいりたいと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 2番。

○2番（大谷貞廣） 1点目の交通体系に関しては、私もよく理解していた中に、あえてどうだべがなと、そこを再確認しているわけでありますけれども、ありがとうございます。是非、高齢化は黙っていても増えるんですので、ひとつ果敢に対応にスピードを上げてやっていただきたいなと思っております。

次に移ります。

産業の振興なんですけれども、私はやはり潟上市は1次産業がトップだと思っております。それで、たまたま県立大学のことをちらちら今聞いたら、本年度なんですけれども、農林水産省の主催のアグリビジネス創設フェアと、この中で県立大学の地域連携研究推進センターのコーディネーターが、驚くなかれ高糖度のトマト栽培技術を県内に栽培方法を普及させたいと、こういうことをおっしゃっています。先ほど部長さんから縷々いろいろ効果もこうこうこうだとわかっております。だけれども、何で私トマトというか、旧町天王時代は、確か私もまだ天王町に来てないんですけども、トマトが相当栽培してあったはずですよ。その技術は今でも生産者は持っておると。こういうことが大学でやっているのであれば、やはりこの中で何ていいますか、庁内には総合発展計画の中にもです、ワーキンググループというものがあって、果敢に議論を戦わせて、いろいろなことに効果を上げていると思って私は確信しております。それだものだから、県立大学がこういうことをおっしゃっているのであれば、うまいことだなと。そこで私はPDCAではないけれども、こういうことを駆使して、この中で「ほう・れん・そう」をやっていただきたいなと、こういうことでございます。やっていると思いますけれど、いま一度。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 2番大谷議員にお答えを致します。

トマト栽培のことと、それからハウレンソウのことをお話されておりましたけれども、

トマト栽培につきましては、路地栽培につきましては食菜館くららの方でもかなりの量が上がってきている状況でございます。それから、市の方で補助をしておる持久力向上事業によりましてハウス利用をしている方が大変多くなってきておりますので、時期をずらしたトマト栽培というものも行っております。

それから、先ほど企業誘致の中で大晃商事の方で冬期間、タイヤをボイラーとして利用して、燃料として使用するボイラーを行うということで、これトマト栽培とシイタケ栽培が行うわけですけれども、やはりその冬期間、ない時期にトマトを出したいということで今進めているところでございます。

それから、ハウレンソウ等につきましては、今、市の方でも花卉農家、花の農家が冬期間のハウス利用でハウレンソウ栽培を昨年から多くやっている傾向がございます。これにつきましても冬期間のハウス利用によってハウレンソウを栽培するというようなことになってきておりますので、それも含めて市と致しましても、そういうところは大いに進めていきたいというふうに思っておりますので、どうか宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 2番。

○2番（大谷貞廣） すみません、私の言い方がちょっと悪いんで、部長さんに大変失礼なことしました。私「ほうれんそう」というのは、報告・連絡・相談、こういうことでした。ごめんなさい、すみません。俺の言い方が悪かった。要するに、これは管理手法の問題であって、それを今、どうだろうかということでございましたので、私の言い方が悪いんで、すみません、ごめんなさい。

それで、何もトマトに私こだわるわけではないのですけれども、やはり今、トマトというのは医学界でも見直しされております。トマトの栄養成分として人体の新陳代謝をアップさせる成分が含まれていると、医学界で見直されていると。これ何かといえば、血糖だとか血圧を下げると、こういう効果があるよといわれておるわけでありまして。そういうことなのであえてトマトと言いました。

ついでだから、大学と連携しているんだから、学者、相手は学者ですな。要するに、ドライトマトって何とだべがなと、こういうようなただ生のトマトだけでなくして、乾燥させたトマトはどうなるべかと、そういうような考え方も持ってますし、要するにこの大学と協定するんですから、学者です。

それからもう一つ、ちょっとこれ大谷やがましねって言われるかもしれないけども、昨日、八郎瀉のアオコのお話がかかなり出ておりました。アオコの原因というやつは、富

栄養素なんですか。それで、温度と微妙な関係があるわけです。そこのところ、市長は昨日、国単位でやるべき、それわかっています、当然なことだと思うんですけども、この対策に関しては、わかっているんですけども、小さいことなんですけれども、例えば皆さん、観賞用の魚を飼っている人いますよね。その中で、ちょっと逸脱してるけどちょっと聞いてください。これ関連してる、大学との関連なんですけれども、その中で観賞用で、そうじやさんという魚がいますね。そういうこともあるもんだから、このアオコに関してそういうものを何とかその大学とコンタクトしてもらわねば。

(「議長、関係ないですよ。」の声あり)

○2番(大谷貞廣) はいはい、関係ないけれども、大学と連携してるというから、私あえて言ってるんです。

○議長(千田正英) 質問を明確に簡潔にお願いしたいと思います。

○2番(大谷貞廣) 以上で終わります。関係ないです。大変失礼しました。そういうことは議長に言われればやめますよ。後方のヤジではやめませんよ。

○議長(千田正英) これをもって2番大谷貞廣議員の質問を終わります。

18番藤原幸雄議員の発言を許します。18番藤原幸雄議員。

○18番(藤原幸雄) 皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆さん、早朝より誠に御苦勞さまでございました。

私から次の3点につきまして、簡潔に質問をしたいと思いますので、ひとつ宜しくお願いを申し上げます。

第1点は、石川市長の3選出馬についてをお伺い致します。

去る9月定例会におきまして、3番の児玉議員とともにこの件につきまして質問しましたが、否定的ではなく、後援会等関係機関との協議を重ね、慎重に対応する旨のご答弁でございました。この後、4カ月ほどで市長選に突入します。市民の多くは、石川市長の3選を望んでいることと思います。

一方、私たち議会におきましては、直近では、1つ目と致しまして、新庁舎平面図の説明をし、2つ目には、潟上市水道水源保護条例、3つ目には、旧豊川小学校敷地活用計画を積極的に将来を見据えての計画を策定し活動されたことを私なりに想像するに、3選に意欲を持っていると感じておりました。また、新庁舎建設も完成までに順調に工事をされても、平成26年度末までには完成を見ることはできないことと推察するものでございます。そのほかにも多くの課題が山積致しております。

これらの課題解決には、行政経験豊富で、かつまた継続的な要素が要求されます。是非3選出馬に政治生命をかけ、大変恐縮ながら石川市長の集大成として取り組んでいただきたいと思います。ここで力強く出馬宣言をしていただくことを期待しますが、いかがでしょうか。潟上市政安定のために、是非3選を目指して精いっぱい努力することを望みます。私だけでなく多くの市民から望まれていることだと思えます。重ねてお伺いをするものでございます。明確なるご答弁をご期待申し上げます。

次に、2番目の来年度の新規事業についてお伺いを致します。

石川市長は、4年前の選挙戦では何点か選挙公約を掲げながら無投票当選をされましたが、常在戦場で一定の目的を持って出馬すべきと思えます。

思い起こせば3年前の公約は、地域再生事業や都市計画の策定、幼保一体による子育て支援でした。見事、所期の目的が達成されたものと思えます。多くの市民からも高く評価されています。

また、秋田県立大学との連携協力協定を結びました。潟上市の産業振興と八郎湖の環境浄化など、双方が持っている情報などを活用し、学官協働のまちづくりを進めてこられました。これらの事業は、今後とも連携を強化し、さらに市民との交流を図り強化していただきたいと思いますが、さらにどのように方向付けを対応されるのか、そのお考えをお伺いするものでございます。

次に、第3点目でございます。陳情の優先順位についてお伺いを致します。

潟上市には合併以前から旧3町の要望、陳情、市になってからの要望、陳情など相当多くの件数があると思えますが、どのような基準で対応をしているのか市民からの関心の高いところでもございます。

関係機関より数年前から陳情を提出しているがいまだにできていないという不満、あるいは、逆に早期にに応じてくれたとの声もあり、いろいろな意見があります。

そこで、数年前から実現していないものには、丁寧に説明をすれば、関係者より納得してもらえらると思えます。それがまた、行政に対する信頼につながるものと思えます。もちろん財政状況を見ながら費用対効果を検討しながら対応するのが行政当局における基本中の基本と思えますが、実際の優先順位付けはどのように行っているのか、この点についてご説明をいただきますようお願いを致します。

簡単ではございますが、以上をもって演壇からの質問にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 18番藤原幸雄議員の一般質問1点目と2点目には私から、3点目は鑑副市長から答弁を致します。

まず、1つ目の「石川市長の3選出馬について」答弁を致します。

先の9月定例議会において、18番藤原議員並びに3番児玉議員から、次期潟上市長選挙へ出馬の意思を問われました。その際、私は多くの市民の皆様から3選出馬の要請があるが、その都度、ありがたくも熟慮中として任期のある期間、これまでも増して誠心誠意渾身の努力をすること、この一点に尽きるとの思いを申し上げました。また、ご支持・ご支援をいただいております方々にご相談を申し上げ、一日も早く進退を明確にしていきたいと思いますとも申し上げました。

結果、今日まで市民の皆様と対話を通じて行政の諸課題に対処してきましたが、9月定例議会の際、児玉議員も言及されたように、私には市政を司る原点である新庁舎建設という大義があると確信しております。その百年の大計たる新庁舎建設は、ようやく緒についたばかりで、船が港を出た、いわば一里塚の段階にあります。新庁舎建設を実現し、かつ行政改革をも強力に推進する、潟上市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに全身全霊を傾けることが、合併の最高責任者たる石川市政の集大成であるとする多くの声もあります。

潟上市誕生から8年目、まさに合併の集大成とも言うべき時期を迎えております。潟上市誕生に大きな責任を有する一人として、潟上市に住む人々が今を、そして将来においても心豊かに安心して暮らせる郷土潟上市を創っていくこと、その基盤を確固たるものとして次の世代に引き継いでいくことが私に課せられた責任であるとの考えに至りました。もちろん浅学非才であります。市民の皆様から寄せられました期待と後押しを大きな力として、ここに次期潟上市長選挙に立候補することを表明致します。重ねて、議会並びに市民皆様の特段のご理解を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

2点目の来年度の新規事業であります。先ほど19番佐々木議員にも新年度の予算が固まっていないので答弁は控えております。この後、選挙公約を発表することになりますが、その一部としてご理解賜れば幸甚であります。

今、私の頭の中にあるのは、大久保駅、羽後飯塚駅舎の改修に道筋をつける、大豊小学校前の橋梁新設を含む市道改良工事、水害解消のための下虻川俣ノ内排水機場整備、

東湖町排水機場整備があります。さらに、地域からの要望がある津波避難タワーの設置については、市民の安心・安全の確保の観点から、その必要性について県の津波浸水予測区域等の見直し結果を見て判断しなければならないと思っております。

以上であります。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 3点目の「陳情の優先順位について」お答え致します。

はじめに、陳情、要望については、平成21年度から平成23年度までの過去3年間で296件、うち自治会からは237件あり、平成23年度の状況を申し上げますと、要望件数80件のうち実施済みが68件、未実施のものは12件となっております。地域からの要望等は、日頃からご指摘のように詳細がわかるような回答に努めております。

未実施の場合の理由としては、用地の態様が複雑な状況であったり、財政的に事業費の大きいものが大勢を占めております。

自治会からの要望事項については、合併当初から自治会担当が窓口となっております。平成19年度の機構改革により総務課地域振興班が担当となり、同班が受付後に各分野毎に区分して主管課へ調査と回答作成を要請しておるところでございます。その際に必要であれば地域より立ち会いをお願いし、状況把握と速やかな対応に努めているところでございます。

優先順位については、各課の事業年次計画によって緊急性や安全性等の観点から優先順位をつけております。また、高額な事業費による場合は、補助金・交付金事業の掘り起こし、あるいは合併特例債対応等の財源措置の状況による場合もございます。その際には丁寧にその理由について回答を加えてご理解を願っておるところでございます。

陳情、要望については、ご指摘の費用対効果等も含めて、今後とも各課との連携をさらに密にし、わかりやすい回答と丁寧な説明に努めてまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 18番、再質問ありますか。18番。

○18番（藤原幸雄） 市長並びに副市長から大変この親切丁寧にご答弁されました。本当にありがとうございます。

また、市長からはいろいろな話の中で、この後も全身全霊でこの潟上市政発展のために頑張ると力強く述べられまして、私も9月議会、そして今回の議会を通じまして質問



をしましたが、今日のこのご答弁に非常に私のみならず潟上市民も大変安心をしていることと思います。

いわゆる私の感触では、恐らくこのようなご答弁はなるのではないかなという期待もございました。なぜならば、庁舎の問題も1月31日までの庁舎の設計業務委託等々もございまして、まだまだ若干いわゆる9合目にして道半ばという言葉がございまして。まだまだやらなければ庁舎の問題もできないと思いますが、今後ともですね石川市長の手で所期の目的達成のために一生懸命頑張ってくださいたいと、このように考えております。

ひとつ宜しく願いを申し上げますが、私はお世辞ではございませんが、石川市長にはこの3つの大きな力があると思います。その一つの力は、やはり何と言っても今までのこの行動力ですね、行動力。そしてまた、事業、いろいろな面で取り組んできた実行力、そして何よりも市民が期待しているのは、市長になった暁には即戦力という大きな力、いわゆる3つがございまして。そういうことから致しまして、私は潟上市の発展のためには石川市長以上のこの方はいないと、お世辞ではないけれども私が言ってるのではなく、多くの市民がこのように言っているわけで、私はその代弁として言っているわけでございまして。今後ともですね旧3町のバランス等十分考えながら対応していただければ大変ありがたいと思いますが、石川市長、私が今言いましたことをもう一度何か言い足りないこと等ございましたならば、このことについて再度ご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） ただいま18番藤原議員さんからは大変お褒めの言葉をいただきました。まさに汗顔の至りであります。

ただ、普通はこのような出馬表明をする場合は、過去4年間の検証と、それから抱負というものを言うものですが、私は過去4年間のことをああやったこうやったということは余り好きではないんです。ですから、今日は簡単に自分の気持ちを申し述べさせて、この後、公約等について十分市民の皆様にご理解賜れるような公約を発表していきたいと思っています。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 1番目の問題はこれで終わりかと思えます。石川市長は、あれもやったこれもやったと言わない方ですが、昔から不言実行という言葉もございましてけれども、最近では不言では余り流行らないということを書いて、有言実行だそうござい

ます。その人によりけりだと思いますが、いずれにしましても今後ともご健康には十分留意されまして頑張ることをひとつお願いを申し上げます。

次に、2番目の来年度の新規事業につきまして、先ほど市長から大久保の駅、あるいは飯塚駅ですか、それから大豊の問題、3点を挙げましたけれども、私はこの問題は非常に大きな問題であろうと思います。それに加えて我が潟上市は教育のまちだと、このようにも言われております。それとあわせて、それは別としても、潟上市のみならず今、全国的に、あるいは各市町村も人口減少になっておるわけでございます。人口減少になるということは非常に何と申しますか経済が衰退すると、このようにも言われておりますので、市長からもこのいわゆる何と申しますか産業の、企業の誘致なども、先ほど19番さんからトップセールスが余り見えないというお話も伺いましたが、私は石川市長は微に入り細に入りいろいろな企業の方々と会って企業誘致に力を入れているという話も伺っております。そういうことから致しましても、これらにつきましても先ほど市長が3点申し上げましたこのプラスに、さらにこの企業誘致と申しますか、地の利を生かしたところの活動をしていただければ大変幸いに存じます。

私ども先人、名前言って悪いんですけども、石川市長の元々の師匠と申しますか藤原慶三郎は、まちづくりは人づくりだと、人づくりは教育にあるということで、教育の面では大変この力を入れておりました。そのもとで石川市長は働いて、当時は総務課長でございましたけれども、一生懸命各分野で活動されたということでございますので、これらのことも十分生かしながら、さらにこの、今までも頑張っておりますけれども、さらにこのことに意を注いでいただければ大変ありがたいと思いますし、そのためには幼保一体は出戸方面もやりましたけれども、この中央地区にも保育園と幼稚園、合体するなり、あるいは小学校、中学校にももっともっと力を入れながら、いわゆる耐震の問題から始まってですね、いろいろもっともっとやっていただきたいと、このように考えておりますが、市長のこの点についてひとつご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 1点目の企業誘致について、トップセールス、顔が見えないというお話ですが、魁新聞に毎週月曜日に載る行政動乱というんですか、動向というんですか、これは19番さんからありましたが、私は余り書かないんです。ほかの人たちは知りませんが、よく企業訪問で上京とか来たとかと、私は書きません。1回ぐらいですか、大阪に企業訪問として載せたことがあります。ああいうのをどんどん書くことが必要な

のかなという私自分の信念から余り書いてないと。但し、行っていることは事実であります。

それから、教育のことは言わずもがなでございまして、まちづくりは人づくり、人づくりは教育であるという藤原慶三郎の根本理念というのは、決して忘れるものではありませんし、これは未来永劫続くものだと思っていますので、これについても教育委員会とよく協調をしながら教育力の発展に頑張りたい、こう思います。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 石川市長は先ほどちょっと謙遜しながら、私はあれもやったこれもやったとか言わないと。それから、新聞等にも余り書かないということですが、そのためには、この一生懸命頑張っている割合にトップセールスが見えないというような、ちょっと言葉は悪いんですが批判もあろうかと思いますが、私は石川市長は一生懸命動いていると何といたしますか評価を致しておりますので、今後ともですね、余りお金のかからない新聞でもどんどん書くところがあったら、大いに利用しながら、なぜかといえばね、ほかの市町村長はあのおりの日程ば一っとみんな書くんですよ。ところが石川市長は毎日こう、私本庁に行っても、今日も市長あれ行った、これさ行ったと動いている割合には書いていないものだから、ある意味では潟上市民から見れば石川市長何やってるもんだべがといったような、とんでもないところで心配している人もいるものだから、これからはですね書くにいい範囲はやはりある程度書いて、きちっとやはりトップセールスのみならず、相手は企業だから言われなくてもあろうかと思えます。これは秘密義務というか守秘義務にも当たると思いますが、なるべくは自分の動いている範囲をきちっと書いて、そして多くの市民にPRをしていただきたいと、このように考えておりますが、市長の考えと私、ちょっと若干ニュアンスが違うようでございますが、この点市長、今後の対応どのようにされるのか。そうでないと19番さんもちょっと言ったけれども、トップセールスが足りないとかいろいろなことを言われるので、今までどおりに対応するのか、それから、今私が言ったからうんぬんというわけではないけれども、心を変えて対応するという考えを持っているのか、その辺をひとつ確認をしたいと思えます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 新聞等書くと、私はそもそもあれが必要だかという根本理念があるわけですよ、あれが。トップセールスが足りないという根拠はどこにあるかと、逆に

お聞きしたいんです、19番さんに。どこにあるんですかと。先ほど合併してから合計三百何十何人、二百何十何人、企業誘致について、それが多いのか足りないのかと別にして、簡単に企業のそのトップセールスが足りないということだと私も釈然としません。であります、市民のための企業誘致、雇用の場を確保のために一生懸命頑張っていきたいと思います。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 3番目の陳情の順序につきまして、副市長から十分お答えをいただきましたので、十分わかりました。わかりましたけれども、先ほど言った、いってみれば市民から要望、要請がございました。八十何%、90%ぐらい、実現していると思います。その中には道路が狭隘で、なかなか許可もらえないとかいろいろなことがあるにしても、実現をしないことには少しの数でも不満があるわけでございます。その方々に対して、もう少しきめ細かく丁寧にひとつ今後対応していただければ大変ありがたいと思いますので、その点副市長、ひとつお願いします。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 18番の藤原議員の再質問にお答えします。

実現していないのは確かにありますけれども、これについても常に懇切丁寧に要望者の理解を得られるように職員が率先して説明しております。この後も引き続き親切な対応をしてみたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 終わります。どうもありがとうございます。

○議長（千田正英） これをもって18番藤原幸雄議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は13時30分から再開致します。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、17番堀井議員から、所用のため午後から欠席の届けがありましたので報告致します。

それでは、一般質問を行います。14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男

議員。

○14番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。12月議会を準備されました市長、そして職員の皆さん、本当にご苦労様でございます。

そしてまた、先ほど3選を目指して頑張ると言われました市長に対しましては、体調に気をつけて市政発展のために頑張っていたきたいと、そのように思います。

それでは、通告に従いまして、1つ目は潟上市障害者居宅支援金について、2つ目は予防接種ワクチン接種への対応について、3つ目は介護保険制度の利用での福祉用具レンタルについて質問をしますので、宜しくお願い致します。

質問に入る前に、1つ目の潟上市障害者居宅支援金についての上から3段目の右端のところ、「その内容は知的障害程度がA」の次が「NOKA」となっておりますけれども、「A」の後のところ「NOKA」のところを削除していただきたいといます。「A」は残します。

それでは質問に入ります。

潟上市障害者居宅支援金について。

この制度は、知的及び身体に障害のある方の福祉増進を図るため、障害の程度に応じて障害者居宅支援金を支給する制度ですが、合併前の旧飯田川町がこの制度があり、合併後に新市でも事業として行っており、その内容は知的障害程度がAの方は8,000円、同じくBの方は5,000円、身体障害程度が1・2級の方は5,000円、同3級の方は3,000円、そして同4級の方は2,000円となっております。

要件としては、1つ目、基準日を設けて潟上市に引き続き1年以上居住している方、2つ目は、療育手帳及び身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている方、3つ目は、住民税非課税世帯の方、本人のみですけれども、となっておりますが、ご存知のとおり国では障害者の区分を知的障害者、身体障害者、精神障害者と規定しております。

そこで1つ目の質問ですが、精神障害者は軽い症状はあるものの自立して就業できる方もいれば、就業は難しい方もおり、さらに痴呆での重症の方は四六時中介護と見守りが必要な方もおります。精神障害の程度による居宅金支援も該当にすべきと思われませんが、見解、対応を伺いたいと思います。

2つ目、知的障害者A・B、身体障害者の等級によるそれぞれの支援金の合計額の内訳、件数はどうなっているのか。重症の精神障害者も含めるとしたら、どう変わるのか伺いたいと思います。

3つ目は、各種障害手帳を持っていなくても介護度が身体障害者1から4級と同程度と判断される場合には、障害者居宅支援金の対象としてもいいのではないかと思います。このことも含め、今後の障害者居宅支援金に対する考え方について伺いたいと思います。

大きな2つ目、予防接種ワクチン接種への対応について伺います。

乳幼児期及び児童が接種を受けなければならないワクチンは定期接種があり、さらに任意接種があります。定期接種でも任意接種でも国がそれぞれの接種時期を定めております。

定期接種では三種混合、二種混合、BCG、麻しん・風疹、日本脳炎であり、任意接種ではインフルエンザ菌B型、小児肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス、水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎、インフルエンザ、これは13歳からとなっておりますが、おたふく風邪と水ぼうそう以外は、任意接種でも全部ワクチン接種の際に公的補助があります。

1つ目の質問ですが、乳幼児及び学童に対する予防接種の中で、おたふく風邪と水ぼうそうは、接種の際、助成対象とはなっておりません。このことについて厚生労働省の見解、本市の見解を伺いたいと思います。

2つ目の質問は、今後この2ワクチンに対する本市の対応について伺いたいと思います。これは補助金というだけでなく、保健衛生面での親への指導もどのようになっているのかということも含め、お聞きしたいと思います。

次に、大きな3つ目、介護保険制度の利用での福祉用具レンタルについて伺いたいと思います。

1つ目は、介護保険を利用して普通の生活ができるように、介護度に応じて福祉用具のレンタルをされている方は多いと思います。実態はどうなっているのか、レンタルの種類、人数など伺いたいと思います。

2つ目は、各福祉用具の料金は、貸し出ししている会社により異なりますが、電動ケアベッドは高いもので月1,450円、体圧分散型のマットレスは700円、自動体位変換機能付エアマットは高いもので1,100円、浴槽での立ち座りできるバスリフトは1,800円、ベッドに固定しているリフトは2,500円、車椅子は種類も豊富ですが300円から1,800円、電動車椅子は高いもので2,750円などで、このほかに歩行用の歩行器や四脚杖などがありますが、障害を持っている方は日常生活に必要で引き続きレンタルを継続している方が

大半だと思います。今後、年金が減額となっていきますが、介護度を持つ高齢者の方は福祉用具が手放せません。介護保険での1割負担はだんだん重いものになると思われますが、福祉用具レンタルに対し、市独自の補助は必要と思われます。今後の対応、見解を伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回目の質問を終わります。ご回答、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番藤原典男議員の一般質問の1つ目「潟上市障害者居宅支援金について」の1点目は私が、2点目以降は福祉保健部長がお答えを致します。

その前に、激励の言葉をいただき、ありがとうございました。

ご質問の1点目の「潟上市障害者居宅支援金の支給対象について」お答えを致します。

障害者居宅支援金については、知的障害者及び身体障害者の福祉の増進を図ることを目的に支給しており、潟上市独自の制度であります。

この障害者居宅支援金の支給対象者に精神障害者が含まれていないことにつきましては、他の障害者の優遇制度の動向から見ますと、重度心身障害者を対象とした秋田県の福祉医療制度やJR運賃の割引等についても、知的障害者と身体障害者のみとなっております。

しかしながら、精神障害者については、継続的な医療を必要とするとともに、日常生活や就労支援など生活全般にわたる支援を必要とする人が多く、居宅支援金の支給について今後検討してまいります。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原典男議員の一般質問「潟上市障害者居宅支援金について」の2点目以降についてお答え致します。

平成23年度の支給額は513万4,000円であり、対象者の内訳は、療育手帳Aは61人で48万8,000円、療育手帳Bは65人で32万5,000円、身体障害者手帳1級・2級は629人で314万5,000円、身体障害者手帳3級は230人で69万円、身体障害者手帳4級は243人で48万6,000円であります。

精神障害者手帳を持っている方は、平成24年3月末において149人おり、障害程度別に見ますと、1級が33人、2級が88人、3級が28人おります。

精神障害者手帳を持っている方へも支給した場合についてですが、重度の精神障害者として1級の人33人に療育手帳Aの人と同額の8,000円を、2級の人88人に療育手帳B

の人と同額の5,000円を支給すると、合わせて70万4,000円の増となります。

ご質問の3点目の「各種障害者手帳を持っていなくても、介護度が身体障害者と同程度と判断される場合も居宅支援金の対象としてもよいのではないか」とのご質問にお答え致します。

介護保険の要介護認定と障害認定は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定は、どの程度の介護サービスが必要かを判断するものであり、障害認定は、永続する機能障害の程度と日常生活の制限の度合いに基づいて判断されるものです。平成25年4月から障害者自立支援法にかわり障害者総合支援法が施行されます。障害者の範囲もこれまでの身体障害・知的障害・精神障害に限定されていた支援の対象に、難病等も加わるなど、障害者を取り巻く制度が変化してきておりますことから、潟上市独自の制度である障害者居宅支援金のあり方について、今後の他の障害施策とあわせて検討してまいります。

2番の「予防ワクチン接種への対応について」お答え致します。

ご質問の1点目についてですが、おたふく風邪と水ぼうそうについては任意の予防接種に当たり、保護者の判断のもとで接種することが推奨されております。この2つの予防接種に関して、現時点で国や県から市町村に対し何ら通知等なく、見解も示しておりません。ただ、市では厚労省の厚生科学審議会の感染症分科会予防接種部会から出る情報を一つの参考資料として、国の動きに注視しているところであります。市としましては、その動向を見ながら、定期化となればすぐに対応できるよう体制で臨む所存であります。

ご質問の2点目ではありますが、市は国の動きを見ながら定期化になったときに対応するという考えであります。また、保健衛生面で親への指導ということにつきましては、乳幼児健診等の機会を通じて、子供の頃にかかりやすい病気として、おたふく風邪、水ぼうそうに関する知識をお知らせし、保育園や幼稚園に入る前の予防接種を勧めております。

3番の「介護保険制度の利用での福祉用具レンタルについて」お答え致します。

ご質問の1点目、福祉用具のレンタルの実態については、平成23年度実績で貸与人数1,041人となっております。この中には一人で重複して貸与される方もおります。

貸与種目の主なものは、特殊寝台260人、特殊寝台付属品271人、車椅子138人、床ずれ防止用具90人など、13の貸与種目からなっております。



ご質問の2点目、貸与月単価は事業所で異なりますが、個人負担分最大値で特殊寝台1,850円、床ずれ防止用具1,500円、移動リフト3,500円などであります。

平成23年度の福祉用具貸与の保険給付費は約4,100万円であり、個人負担1割分として約450万円であります。他に福祉用具購入サービスもあり、介護サービスについて施設サービス・訪問通所サービス等々、様々なサービスがありますので、福祉用具貸与サービスのあり方について、今後、介護保険運営協議会等で協議・検討してまいります。以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。14番。

○14番（藤原典男） まず、潟上市居宅支援金についてですけれども、1番目のところ、精神障害者の方も対象にするべきではないかということについてですが、この制度は潟上市独自の制度で、ほかの市町村にはほとんど見られないような制度で、誇れるんじゃないかなと思います。家族、本人、大変これ、お金きますと喜びというふうに私思っておりますが、しかし、合併後ずっと精神障害者の方が除かれていたということについては、意識的に除いたのではなくて、ここの部分についてちょっと気がつかなかったのではないかなと私は思います。障害者の方は、いろんな障害を持っておりますが、精神障害者、知的障害者、三通りありますけれども、精神障害者だけこういうふうに取り残していくということは私はちょっとうまくないんじゃないか、障害者はやはり同等に扱うべきじゃないかなということで、先ほど、しかしながらということの後にいろいろ検討するということを述べられましたけれども、この内容についてやはり前向きに取り組んでいくということでよろしいでしょうか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原議員にお答え致します。

先ほど市長の方からも答弁がありましたように、検討していくということで、その分に前向きに、それこそ平等なあり方というもので検討してまいりたいと思います。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 1番のところは前向きに検討していただくということで、わかりました。喜ぶと思います。

それから、2つ目のところなんです、等級の合計額のところとか件数のところを聞きました。重症の精神障害者を含めるとしたらということをお聞きしたところでは、1級・2級精神障害者のところでの回答もありましたけれども、市としては重症と思われ

る精神障害者は1級・2級ということで今、回答ありましたけれども、そのような判断でよろしいでしょうか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 先ほど申し述べましたように、重度の障害者1級として33人、それから療育手帳Aの人と同額の8,000円を、2級の88人、療育手帳Bの人と同額の5,000円ということでの回答をしたところであります。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） この回答された中で精神障害者1級と2級の方、合わせますと149人のうち121人が1級・2級の対象者ということで計算されまして、その合計額が70万4,000円ということで回答ありますけれども、これは私、頑張れば可能な額じゃないかなと思うんですが、これについての見解を伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 先ほど答弁したように、前向きに検討していくということでご理解をお願いします。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 2番についてはわかりました。

それから、3番目、障害者手帳を持っていなくても介護度に応じてというところですが、答弁の中では介護度と障害者認定の機能の関係だとかいろいろ内容が違うということですが、介護度4・5となれば障害者の2級・3級というような、1級も含めて、そのように判断されるわけですがけれども、ただ、この制度というのは障害者居宅支援金ということで障害手帳を持っている方に対する支援金ということの解釈を今後も続けるので、介護保険での介護度とは違うというご見解ですか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原議員にお答えします。

障害手帳は障害福祉法、あるいは介護認定については介護保険法、それぞれの法が別々という立て方になっています。そういう意味では、この部分を区別しながら考えていきたいと思います。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 3番のところはわかりました。障害者手帳をもとにして、その持っている方を対象にして支援金をしていくということですね。

それでは、予防ワクチンのことについて伺いたいと思います。

厚生労働省、県、見解は持っていないと。但し、厚生労働省の感染部会ですか、の通知を注意深く見ていくということで、対応としてはすぐ対応できるようにというお話されましたけれども、この点についてはそのように対応的には、具体的に言えばどういうことでこういう回答が出たのかと、そこあたり辺、どうか宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） ご承知のように国では、それこそ緊急経済対策事業、あるいは交付金事業を使って、子宮頸がんなり、ヒブワクチンなり、そうした補助を進めてきました。

今、このおたふく風邪、水ぼうそうについても、いろいろ厚生省段階で検討、いわゆる定期化も含めて検討しているという状況にありますので、その定期化という部分の見期なり方向なりが出た段階で、市は迅速なその対応をしていきたいという考え方です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） そうすれば、1のところはわかりました。

2のところでは、保健衛生面での親への指導、これは乳幼児健診のときとかでまずお母さん方に、親に教えていくということもおっしゃってございましたけれども、それ以外にそういう機会というのはあると思うんですが、そういうことについて保健指導という意味ではほかにどういうものを考えているのか、そこら辺お願いします。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 各種の健診の際に親御さんの方にその接種について指導しているということ、それから、広報等、あるいは独自にチラシ等も作成して、その中に折に触れ周知を図っているところです。

ちなみに、その実数的なものはつかみかねていますが、いろいろアンケート等を取りますと、その4割から5割方が任意の接種をしているという報告も受けているところです。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 予防ワクチン接種への対応については理解できました。

次に、介護保険制度の利用での福祉用具レンタルについて伺いたいと思います。

1番のところは実態、レンタルの種類とか人数など報告されましたので、それは理解できます。ここは、1番のところについてはわかりました。

2番のところについてですが、私がなぜこういうことを、レンタルもやはり補助対象にすべきではないのかということをお話した背景には、今後このまま推移していきますと消費税が10%に上がっていきます。それから、年金がこの前の国会で2.5%削減されました。あとは介護保険がやはり4,700円から5,400円と上がっていく中で、なかなか国民年金だけだと6万7,000円をもう切るような状態で、こういう収入に関係なくレンタル料というのは一定の額があるわけです。収入が少なくても同じ額。ですから、今後の経済情勢とか年金が減額になっていく中では、やはりレンタル料も毎月毎月、日常生活に本当に必要なものですから、ここに対してのやはり市としての補助もあっていいのではないかと、そういうことで私は質問したわけです。今後、介護保険部のところで協議とか検討するというお話されましたけれども、検討できるものでしょうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原議員にお答えします。

ご承知のように24年4月からそれこそ第5期計画がスタートして、4月からスタートしています。現状は5,400円という平均値があるわけですが、基本的にはこの計画5,400円という保険料を算定するのに大変な難儀をしたところなんです。いわゆる個人負担が、やはり大きくなっていくということで、大変審議会の方でも議論を重ねたところなんです。そうした中で、それが抑えられてスタートしたという現状、それから、いわゆるその介護サービスとしてこの福祉用具の貸与のほかにも、いわゆるその訪問サービスの関係、通所サービスの関係、施設入所の関係のいろいろな在宅サービスのところが多種多様にあります。そうした分との調整というものも当然あるわけですので、そうした点も含めて検討していきたいと。この介護保険運営協議会の方には、このような議会からの、議員からのお話もあったということでの検討という意味であります。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） そうすれば、介護保険の審議会の方には、一般質問の中でこういうお話もありましたよということは伝えていただけるということですね。

それから、福祉用具だけでなく全般にわたっての検討も必要だということですので、是非利用者の方、介護保険を利用している方が、喜んで介護保険を利用できるように、ひとつ頑張ってくださいということをお話しして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

これで一般質問が全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、12月8日から17日までの10日間、本会議を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認め、12月8日から17日までの10日間、本会議を休会とすることに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

---

午後 1時55分 散会

